

■条件付一般競争入札（入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式【特別簡易型】）

公告共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札書提出期限日において、美里町及び宮城県並びに国から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項に該当しない者である。)
- (3) 美里町入札契約暴力団等排除要綱別表に該当する者でないこと。

2 入札手続等

(1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

(2) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 設計図書等に対する質問について

(イ) 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入の上、指定の場所に提出することができる。

(ロ) 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

ハ 設計図書等の複写について

閲覧期間中、入札公告に示す場所において、設計図書等を有料で複写することができる。

(3) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

郵送（配達証明付き郵便に限る。）による入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格の確認及び総合評価

入札参加資格の確認及び総合評価は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

3 入札方法等

(1) 入札書及び総合評価落札方式・価格以外の総合評価技術資料（別記様式1）の提出

イ 入札書及び総合評価落札方式・価格以外の総合評価技術資料（別記様式1）（以下「入札書等」という。）の提出期限及び提出先は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 入札書等は、配達証明付き郵便により提出期限までに入札公告に示す入札書郵送先に到達しなければならない。

ハ 入札書等の郵送は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書（当該工事で示した設計内訳書様式に金額を記載したもの）を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札参加登録承認番号、入札に係る工事名及び開札日を表記し、外封筒には入札書及び工事費内訳書を同封した中封筒、総合評価落札方式・価格以外の総合評価技術資料（別記様式 1）及び連絡担当者の名刺 1 枚を入れ、表に工事名及び開札日及び入札書在中の旨を朱書きすること。

ニ 1 つの外封筒に 2 つ以上の入札書等を同封してはならない。

ホ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信による入札書の提出は認めない。

ヘ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

ト 既に提出した入札書等の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

（2）入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない美里町職員を立ち会わせて開札を行う。

（3）入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札執行回数は、1 回とする。

4 入札保証金

免除する。

5 落札候補者の決定方法

「美里町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する要綱」及び「美里町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）落札決定基準」に示すとおりとし、入札価格が、建設工事執行規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い入札者を落札候補者とする。

6 入札参加資格の確認等

（1）入札参加資格確認及び総合評価手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格確認及び総合評価を行うので、入札執行者の指定を受けた落札候補者は、入札公告に掲げる書類を提出しなければならない。なお、資格確認及び総合評価の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格確認及び総合評価を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認及び総合評価は行わない。

（2）入札参加資格確認書類及び総合評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料等」という。）の提出方法、提出期限及び提出場所

イ 提出方法

入札公告に示す入札担当課へ持参すること。

ロ 提出期限

入札執行者より総合評価技術資料等の提出を求められた日から起算して3日以内（土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- （3）入札参加資格の確認及び総合評価に基づく落札の可否については、総合評価技術資料等が提出された日から起算して5日以内（休日等を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格及び総合評価点に疑義が生じた場合等は、この限りでない。
- （4）落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合及び総合評価点に疑義が生じた場合、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（休日等を除く。）に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- （5）（4）の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を入札公告に示す入札担当課に提出すること。
- （6）落札候補者が提出期限内に（1）に定める総合評価技術資料等を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認及び総合評価のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

7 入札の無効等

- （1）建設工事執行規則第16条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- （2）落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。
- （3）契約締結後において、（1）又は（2）により入札が無効となることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

9 その他

- （1）入札参加者は、建設工事執行規則及び建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得を遵守しなければならない。
- （2）その他不明な点については、美里町総務課入札契約係に照会すること。

・電話直通 0229-33-2103

・内線経由 0229-33-2111 内線 1217